

手続名	根拠法令名	根拠条項				手続 類型	オンライン化 できない理由	備考
		条	項	号	附則			
特別区の境界の調停及び裁定等	地方自治法	281	5			6	2	オンライン化困難（現時点で方法論が熟しておらず、他の状況等を勘案しつつ検討しているもの（幹旋・仲介等））
在外選挙人名簿に関する文書の閲覧等	公職選挙法	30	13			5	2	オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙における当選の告知	公職選挙法	101	2, 101 2の2	2, 3		0	2	オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
参議院比例代表選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の閲覧	公職選挙法	192		4		5	3	オンライン化困難（全てが電磁的記録により提出されるわけではなく、極めて多量のデータの取扱い等に関する検討が必要）
在外公館等投票記載場所の指定・取り消し等の通知	公職選挙法施行令	65	6	2, 3		0	3	オンライン化困難（海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外選挙に係る投票用紙等の交付請求	公職選挙法施行令	65	18	2		6	3	オンライン化困難（海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外公館等における在外投票の時間等の承認申請	公職選挙法施行令	142		5		6	3	オンライン化困難（海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する資料等の提示の求め	在外選挙執行規則	5		2		0	3	オンライン化困難（電磁的記録に代えることが困難な現物が必要のため、また、海外との手続であり、在外選挙人の個人認証の方法や海外のネットワーク、セキュリティの観点から。）
衆議院比例代表選出議員選挙に係る選挙公報の掲載の申請の撤回・修正の求め	衆議院比例代表選出議員選挙執行規程	14		1, 2, 3		0	2	オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙公報の掲載の申請の撤回・修正の求め	参議院比例代表選出議員選挙執行規程	11		1, 2, 3		0	2	オンライン化困難（対面審査が必要なため、直ちにオンライン化を実施することは困難、他の実施状況等も踏まえ検討。）
電波利用料の口座振替に係る必要な書類の金融機関への送達	電波法施行規則	51	11	7		0	4	金融機関におけるオンラインシステムにおいて口座振替に係る情報伝送機能が整備され次第、オンライン化実施。
市町村長による総務大臣への補助の申請（都道府県知事を経由）	消防施設強化促進法	5				6	4	オンライン化困難（補助申請に係る図面等については、システム化に時間を要するため。オンライン化実施は平成16年度。）
所 管 手 続 数 合 計		12						

注 1. 「手続類型」欄に掲げる数値符号は、1:不服申立て、2:準司法的手続、3:処分（申請に対する処分を除く。）、4:行政指導、5:公示、閲覧、縦覧等、6:行政機関等間の手続、0:その他

注 2. 「オンライン化できない理由」欄に掲げる数値符号は、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査（出頭の義務付け）を要する場合、3:その他の場合（手続の性質によりオンライン化できないものに限る。）、4:オンライン化は行いが、平成 1 5 年度までに困難な場合